

第25回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 28 年 3 月 25 日 14：30～14：50

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 卸電力取引所の業務規程の認可について
2. 定期的に取得する情報等の運用方法について

○八田委員長　それでは、ただいまより第25回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

本日の議題は、卸電力取引所の業務規程の認可について及び定期的に取得する情報等の運用方法についての2つです。それでは、議題の1つ目、卸電力取引所の業務規程の認可について、資料3に基づいて田邊室長よりご説明をお願いいたします。

○田邊卸取引監視室長　卸取引監視室の田邊でございます。

今、委員長のご案内のありましたように、資料3に基づいて御説明申し上げます。卸電力取引所の業務規程の認可についてでございますが、先般の委員会でもご審議いただきましたけれども、当委員会からの意見も踏まえまして、経済産業大臣は、3月22日、今週の火曜日でございますが、JEPXを卸電力取引所として指定することを決定しております。それで、同日付で、JEPXから経済産業大臣に対し業務規程の認可申請が行われております。それを受けまして、電事法の規定に基づきまして、業務規程の認可について経済産業大臣から意見聴取が来ているというものでございます。

業務規程を資料の後ろのほうにつけておりまして、全てについて申し上げますけれども、ポイントだけ口で申し上げさせていただきますと、スポット取引でありますとか、4月から創設される1時間前市場について規定されていまして、365日開場について規定されていて、そういう点についても審査基準には該当していると考えております。

それから、取引会員の資格につきまして、原則として全ての電気事業者が会員となれるようにという審査基準がございますけれども、基本的にはこれに該当する業務規程になっているかと思いますが、他方で、一部制限はかけておまして、取引会員規定の中では、いわゆるbalancingグループに属する者については代表者だけに取引所の会員資格を付与するというような規定ぶりとなっております。

そのほか、手数料の定め方は理事会において定めるとされております。

そのほか、市場間値差収入の取り扱いは、審査基準の中では、事実上ほかの収益と区別をして管理をする。それで、使用する際には経済産業大臣の了承を得ること、あるいは今後の制度設計の方針に基づいて使用する方針を有しているということが記載されておまして、この点についても審査基準には合致していると考えております。

そのほか、先般ご議論いただきました適正取引ガイドラインの中で、問題となる行為としてインサイダー取引でございますとか相場操縦というのも書き込んでございますけれども、そういう点を不公正取引と定めてあって、そのようなことを発見した場合にはどのように対応するかということが業務規程の中で規定されてございます。

説明は簡単でございますけれども、事務局としましては、資料3-2にございますように、審査基準には適合する旨経済産業大臣に回答するというのを考えてございますが、先ほど私が口で申し上げた点含めて、そのように回答してよいのかどうかということについてご審議願えればと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。御意見をお願いいたします。稲垣委員。

○稲垣委員　　会員資格をbalancingグループの加入者の場合は代表契約者に限るという点については、審査基準の原則として全ての事業者を参加させるという条件との関係で問題があると考えます。ただ、4月1日から機能していただかなければ困るので、認可については、大臣に対しては認可すべきだという内容を適切な書きぶりで伝えていただくということでもいいと思うのですけれども、やはり取引所についてはきちっと今後検討していただくことをお願いすべきだと思います。

理由は、やはり原則として全ての参加者にとっている以上、これを制限するには合理的な理由が必要だと思うのですが、balancingグループを組んでいる以上は代表者に限る、つまりbalancingグループに入ったら、代表者以外は市場に直接参加ができないという制限というのは、balancingグループの中の目的による制限であって、市場がその

目的を同様に考えるという理由はないわけです。それから、具体的な弊害が生じているということは、まだ機能していない以上何もわからないということなので、最初から具体的な根拠もなしに例外を認めるというのは、基準との関係ではやはり説明が難しいと思うのです。

ということなので、今回はこれを認めるということであっても、やはりそれは今後具体的な例外をとる根拠が認められない以上は、これを直していただくといいことをお願いすべきかと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかに。箕輪委員。

○箕輪委員　私からは、売買取引の手数料のところなのですが、今 J E P X では理事会で年に 1 回決められているというところなのですが、今後 4 月から市場が活発になってきた場合にはまた状況の変化も想定されますので、ある程度そこら辺を、年に 1 回決めるのかとか、理事会で決めるのかとか、決め方やタイミングについては今後検討していただけるような形にさせていただくのがいいのではないかと考えております。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。今度は 4 月から計画値同時同量が始まるから、大量に取引所の取引が始まる可能性もあるわけです。そうすると、取引所には手数料収入がこれまでより多く入りますから、後で安くできる可能性もあるのではないかと思います。したがって、これはいろいろ見直す必要があるのではないかと思います。

それから、稲垣委員のおっしゃった点についても、インバランス精算はバラシンググループでやりたいけれども、例えば取引所の時間前市場は取引するつもりがないので、バラシンググループから離れて自分だけで前日市場だけ入って安い手数料でやってしまおうなどという人もあらわれるかもしれない。それで、そのようなことへの対応も含めて、来年度ネガワット取引が導入されるときに、会員資格などについてはもう一度検討する必要があるのではないかと思います。

それで、皆様のご意見をまとめます。先ほどの田邊さんがお読みになった業務規程の認可については、このとおり経産大臣にお答えする。ただし、J E P X に対して 2 点申し入れる。1 つは、バラシンググループの取引会員資格について業務規程の見直しを検討する。2 点目は、売買手数料についても検討を深めて、状況に応じて見直していく。

平成 29 年度におけるネガワット取引に関する新たな仕組みが導入される際に、アグリゲ

一ター等が取引会員になることについて検討を進めることとなりますから、その際にあわせて業務規程を上のように見直すべきでしょう。

大臣に対するご回答は先ほどのようにやった上で、JEPXに対してこういうことを検討していただくことを、どういう形で、どういう文言で申し入れるかということについては、私にお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そういうことで、先ほどのことについては決定されたということにしたいと思います。

それでは、次に、2つ目のトピックで定期的を取得する情報等の運用方法についても田邊さんからお願いします。

○田邊卸取引監視室長　引き続き田邊から説明させていただきます。

資料4の電力取引の監視に必要な情報の運用方法についてというペーパーでございます。先般、委員会で、電力取引監視等委員会委員長宛てに電気事業者でありますとか卸取引所から収集する情報についてご審議いただきまして、経済産業大臣に建議をいたしました。

それら事項については、電気関係報告規則につけ加えるということについて建議をしておりますけれども、それを踏まえまして経済産業省では、資料4—1にある事項について電気関係報告規則につけ加えるということについて、今現在、意見募集手続をしているところでございます。今後、電気事業者でありますとか卸取引所から定期的に、あるいは当委員会が個別に報告を求める情報が提出されることが出てくるかと思っておりますけれども、本日は小売分野、卸分野の監視を行うに当たって、ご提出いただく情報について委員会としてどのように運用するか、そのフレームについてご議論いただければと考えてございます。

くっついておりますパワーポイントの資料4—2に基づきましてご説明させていただきますと、上の青の四角の2つ目のぼつでございますけれども、月次で取得する情報については、それをもらったタイミングで速やかに委員会に共有させていただくとともに、四半期ごとに取得する情報もございますので、こういう情報についても適宜共有させていただきたいと思っております。そして、緊急で情報共有し、またご対応、ご検討いただくというような場合もあろうかと思っておりますので、そのいうものについては月次を待たずに随時共有させていただいて、ご議論いただければと考えてございます。

それをイメージしたのが上の四角の下のほうのフローチャートみたいなイメージ図でございますけれども、左側でございますが、月次では、小売電気事業者の販売量であります

とか、JEPXの取引状況、あるいはインバランス関係の数値を取得するというようなこともございます。あと、四半期ごとには、一般電気事業者が行っている自主的な取り組みの状況等もみていくことにしておりますので、今後の制度設計等の検討材料にしていただくと考えてございます。

そして、右側のほうにございますけれども、このような情報を事務局の中で、あるいは委員会でご議論いただく中で整理していく中で、不正等の疑いがみられる取引を検知することもあるかと思っております。そのような場合には、情報をきちっと整理、把握した上でご対応を検討していただいた上で、その下の四角でございますけれども、事務局においてヒアリングなり、事実関係について調査をするというようなプロセスをとらせていただいた上で、不正取引の場合においては業務改善勧告等のしかるべき対応をとっていくというようなことで、取得する情報について運用を行えばと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

それでは、今の事務局からのご説明のとおり、定期的を取得する情報等について運用していくこととして、委員会として電力取引の監視等に適時適切に生かしていきたいと思っております。

本日予定していた議事は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

事務局よりご連絡があったらお願いいたします。

○岸総務課長 次回日程は、正式決定次第、改めてご連絡いたします。よろしくお願いたします。

○八田委員長 本日の委員会は、これにて終了いたします。どうもありがとうございます。

——了——